

桜井市多文化共生推進指針

平成 24 年 10 月 1 日

桜 井 市

目 次

第1章 指針策定の趣旨	
1. 策定の背景	・・・ 1
2. 「多文化共生」の概念	・・・ 1
3. 指針について	・・・ 1
第2章 桜井市の現状と課題	
1. これまでの経緯	・・・ 2
2. 外国人登録者の推移	・・・ 2
3. 外国人市民を取り巻く状況と課題	・・・ 3
第3章 指針の考え方	
1. 基本目標	・・・ 4
2. 基本目標実現のための施策体系	・・・ 5
第4章 施策の取り組み方針	
1. 多文化共生の地域づくり	・・・ 6
2. 生活支援	・・・ 7
3. コミュニケーション支援	・・・ 9
4. 多文化共生の推進体制の整備	・・・ 11

第1章 指針策定の趣旨

1. 策定の背景

日本で暮らす外国人の数は平成 20 年まで増加の一途をたどり、「リーマンショック」をきっかけとした経済危機以降は減少傾向となりました。その後の「東日本大震災」及び「原発事故」も影響し、日本全体での外国人登録者数は平成 22 年末の時点で約 213 万人でしたが、平成 23 年 9 月時点で約 209 万人となっています。数においては約 4 万 5000 人の減少となっていますが、経済危機や震災が起こっても「帰国しない」外国人が多いことが証明されました。

少子高齢化に伴う国内労働人口の減少、また経済のグローバル化が進むなかで、国外からの人口流入増加や外国人の定住化・永住化は今後も続く見込まれます。このような流れを受けて、国においては平成 17 年度に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を奨励しています。

一方、外国人市民の定住人口の増加とともに、観光による交流人口の増加も予想されます。国レベルでも外国人観光客の誘致に積極的に取り組み、震災や原発事故の影響で一時的に落ち込んだ観光客数も回復の兆しを見せています。

2. 「多文化共生」の概念

「多文化共生」とは、「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されます。

3. 指針について

本指針は、「第 5 次桜井市総合計画」を上位計画とする個別の指針であり、同基本計画に掲げる「多文化共生の推進」施策における目標像の実現のための取り組み方針を体系にまとめたものです。

第2章 桜井市の現状と課題

1. これまでの経緯

桜井市では、平成元年にフランス・シャルトル市と友好都市提携を結び、それ以来、様々な友好都市交流を進めてきました。また、国際交流・国際理解を深めるために、桜井市国際交流協会（SIFA）が中心となって、市民による国際交流活動が行なわれてきました。

2. 外国人登録者の推移

〈国籍別外国人登録人口（各年度末現在）〉

年度	総数	朝鮮・韓国	中国	アメリカ	ブラジル	フィリピン	その他
平成4年	752	702	22	2	13	3	10
平成10年	753	641	60	6	27	2	17
平成15年	695	564	85	6	16	1	23
平成20年	685	486	140	8	11	10	30
平成22年	625	418	149	7	15	7	29
平成23年	604	405	146	7	14	7	25

【資料：市民課】

桜井市では従来から外国人登録者数に占める「朝鮮・韓国籍」の人数が多く、こうした人々は何年にもわたり居住し定住していることが多く見られます。しかしながら、近年では、入国目的が多様化し、流動的に居住するいわゆる「新規入国者」と呼ばれる人々が増えてきました。

外国人登録者数の総数のみで見ると、平成4年からの約20年間で約150名の減少となっていますが、単に在住外国人の数が減ったということではなく、状況が変化していることがうかがえます。当初は、全外国人登録者数における「朝鮮・韓国籍」の人々の割合が93%以上を占めていましたが、近年では67%にまで減少し、「朝鮮・韓国籍」以外の国籍を持つ人々の割合が多くなってきています。なかでも「中国籍」の人々の割合は約3%から約24%へと増加しており、人数においても120名以上の増加となっています。

「その他」の国籍についても、様々な国の出身者（平成23年度末でオーストラリア・オーストリア・ベルギー・カナダ・フランス・ハンガリー・インドネシア・ニカラグア・パキスタン・ペルー・スウェーデン・タイ・トルコ・イギリスの14カ国）が見られ、人数も増加しています。このように国籍においても多様化が見られることも近年の在住外国人を取り巻く状況の特徴です。

なお、平成24年7月9日からは、外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人市民は住民基本台帳法の対象となっています。

3. 外国人市民を取り巻く状況と課題

近年、増加している「新規入国者」である外国人市民にとっては、日本語能力がすべて備わっているというわけではなく、コミュニケーションを取りづらさという問題があります。また、こうした外国人市民のなかには、日本人市民等との婚姻により、定住化する傾向も多く見られます。現在、外国人労働者の数は、他地域と比べて非常に多いというわけではありませんが、市内事業所における外国人労働者は以前よりも増加しており、今後もその傾向は続くと思われられます。

外国人市民が定住化することにより、労働、医療、福祉、教育等広範囲の分野にわたって、日本語能力が十分でないために意思疎通が図れないことやサービスを受けるための十分な情報がない、という状況です。

こうした中、桜井市では桜井市国際交流協会（SIFA：サイファ）の市民ボランティアの地道な努力により、在住外国人の日本語学習支援といった外国人支援事業が進められてきました。桜井市では、こうした市民団体と協働しながら、多文化共生の地域づくりに向けた具体的な取り組みを行っていく必要性が高まっています。



第3章 指針の考え方

1. 基本目標

第5次桜井市総合計画基本計画に掲げられた「多文化共生の推進」施策の
市民生活の目標像：

「多様な交流が行われ 相互理解がなされた中で
市民が暮らしている」

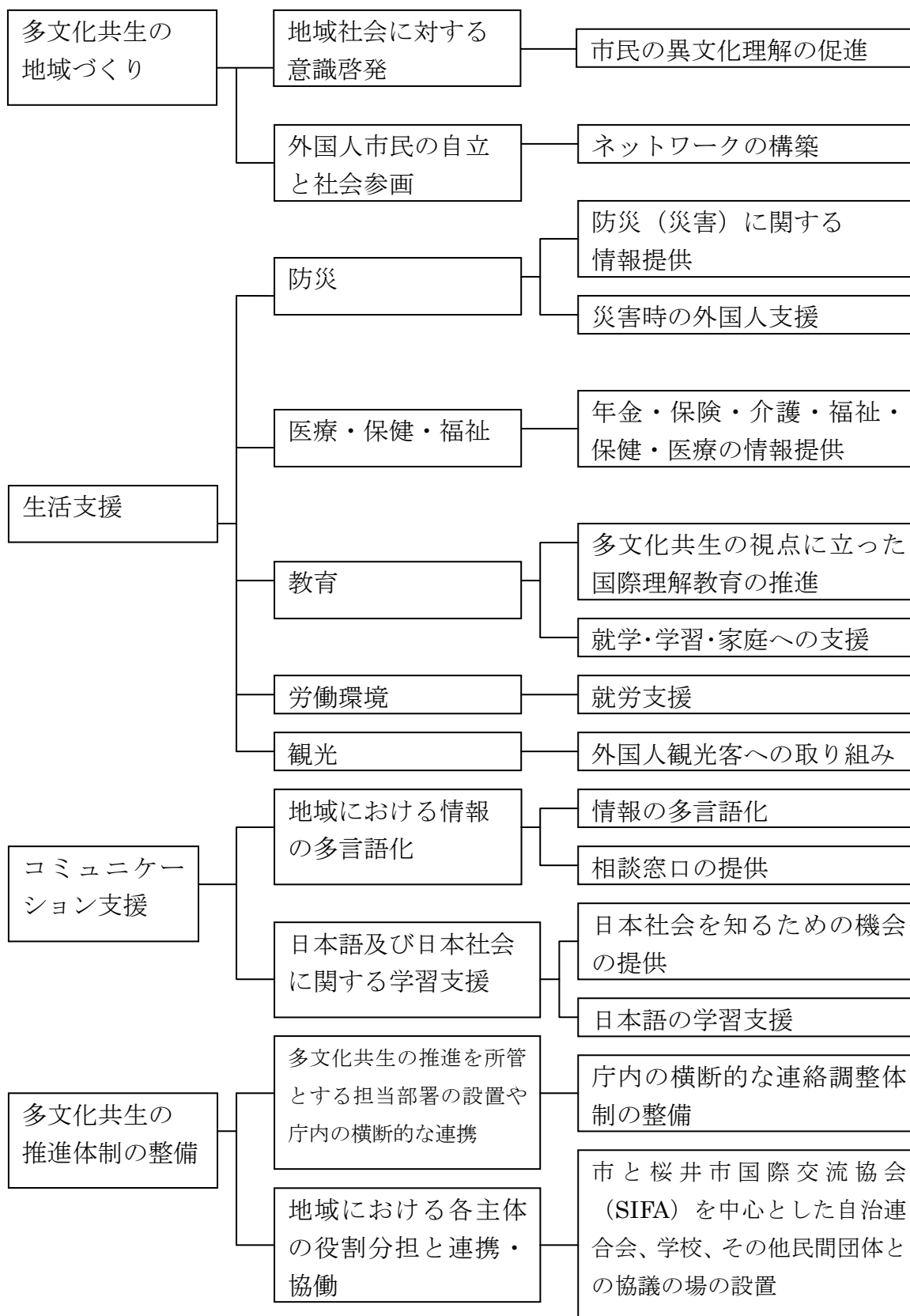
の実現を目指します。

※目標像の説明

国内外の友好都市等他地域との交流が行われることで
相互理解が深まり、多様な文化背景を持つ市民がそれ
ぞれの生活を快適に営んでいる



2. 基本目標実現のための施策体系



第4章 施策の取り組み方針

1. 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

I. 市民の異文化理解の促進

(現状と課題)

桜井市では、桜井市国際交流協会（SIFA）が中心となって、国際交流・国際理解事業を実施してきたことにより、市の国際化が進んできました。こうした取り組みを今後も続けることにより市民の異文化理解を一層促進する必要があります。

(取り組み方針)

桜井市国際交流協会（SIFA）と連携し、市民が文化や考え方などの違いを理解する機会を作ります。また、「多文化共生」の取り組みを市民に対しても理解してもらえるように啓発を図ります。また、人権教育推進協議会や小学校区人権教育推進協議会活動を通じて市民の異文化理解の促進を図ります。そして、「人権ゆかりの地探訪」などの取り組みを通して、地域の異文化理解を促します。また、身近な場所から国際交流を進めるための語学講座や学習機会の提供を検討します。

② 外国人市民の自立と社会参画

II. ネットワークの構築

(現状と課題)

外国人市民がどのような問題を抱えているのかの現状を把握するためにも交流する機会を持つことが必要となってきます。また、普段の日常生活の中で気軽に相談できる隣人がいるような地域づくりが重要です。

(取り組み方針)

お互いの文化を認め合うため、外国人市民にも地域の行事に積極的に参加してもらうことで異文化交流を自然にできる機会を持てるような取り組みを検討します。

2. 生活支援

① 防災

I. 防災（災害）に関する情報提供

（現状と課題）

外国人市民のなかには、自国で災害が少ないために防災に関する知識がない人もいます。また防災に関する情報提供を多言語化できていないのが現状です。

（取り組み方針）

多言語による防災・災害情報の提供や、標準化された案内用図記号（ピクトグラム）などを用いて、だれでも理解しやすい標記をすることで情報提供の充実に努めます。

II. 災害時の外国人支援

（現状と課題）

災害発生時の情報等が多言語化できていないため、外国人市民にとっては何が起きているのか理解できない可能性があります。

（取り組み方針）

災害時における情報提供の充実や避難生活の支援に努めます。また、外国人市民が、消防や防災に関する訓練や講習会に積極的に参加ができる環境づくりに努めます。さらに、災害発生時の情報等を理解してもらうためにも、外国人との交流事業等への職員の参加を促進します。

② 医療・保健・福祉

I. 年金・保険・介護・福祉・保健・医療等の情報提供

（現状と課題）

日本における様々な制度や桜井市の施策などについて、外国人市民が情報を得たり、理解することが難しい状況があり、市の窓口等における応対においても、説明をするのが困難な場合があります。

（取り組み方針）

多様な言語により施策や諸制度を説明し、文化の違いにも配慮しながら必要な支援を行います。

③ 教育

I. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

(現状と課題)

市内各中学校においては、外国語を通じてコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（ALT）を配置し、国際理解教育に取り組んできました。さらに今後は、多文化共生の視点に立った国際理解教育が重要になります。

(取り組み方針)

引き続き、外国語指導助手（ALT）の配置等による国際理解教育の推進を行っていきます。また、桜井市国際交流協会（SIFA）と連携して、多文化共生の視点を取り入れた国際理解を深められるような取り組みを検討します。また、人権教育の観点からも、世界人権宣言の精神や東アジア文化圏の中の日本という視点を大切にしながら、桜井市人権教育研究会や桜井市人権・解放保育研究会等において、多文化共生教育推進についての現状と課題を共有できるような情報交換・学習会の場を設定することを検討します。

II. 就学・学習支援・家庭への支援

(現状と課題)

市内学校においては外国人児童・生徒が増加しており、学校生活における意思疎通や、保護者との情報伝達が難しい場合もみられます。現在は、奈良県から日本語指導の講師が配置されていますが、配置される日時が限られており、今後はより一層の対応が求められています。

(取り組み方針)

奈良県から配置される日本語指導講師だけでなく、よりきめ細やかな対応をするために、必要に応じてさらなる配置を検討します。また、日本語指導講師や外国人相談窓口などを活用し、保護者が相談できる体制の整備を図ります。

④ 労働環境

I. 就労支援

(現状と課題)

外国人市民が働きたくても受け入れ先がない現状があります。また、日本語能力が乏しいことにより就労が難しい場合もあります。

(取り組み方針)

桜井市雇用対策協議会やハローワーク・ならジョブカフェ等との団体間連携を強め、雇用場所の拡大、雇用情報の提供、相談業務等への対応を行います。また、桜井市企業内人権推進協議会において、日本文化や日本社会を理解するための研修、異文化に関する研修の機会を設け、違った文化を持つそれぞれが相互に理解し合える機会を作ります。

⑤ 観光

I. 外国人観光客への取り組み

(現状と課題)

桜井市の重要な施策のひとつとして掲げている観光振興施策においても、外国人観光客を重要な対象のひとつとして捉えています。今後はこうした外国人観光客が周遊しやすい環境づくりが求められます。

(取り組み方針)

現在までに行ってきた観光パンフレット及び案内看板の多言語化に加えて、観光案内 DVD を多言語で作成し、外国人観光客が桜井の四季を楽しめるような観光地案内情報の充実を行います。また、本市の豊富な歴史遺産に外国人市民・来訪者が触れられる機会を増進します。

3. コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

I. 情報の多言語化

(現状と課題)

市庁舎内及び諸施設における案内板等の多言語標記がされていないため、外国人市民や来訪者にとってわかりづらい状況となっています。また、市が発信する様々な情報についても多言語化されていないため、必要な情報が伝達できていないことがあります。また、火災・救急現場といった緊急時に、意思疎通が困難なことがあります。

(取り組み方針)

暮らしの便利帳、市ホームページ、広報紙、といった市が発行する広報物の多言語化を図り、外国人市民にとってよりわかりやすい情報提供を行えるように努めます。また、庁舎および市の施設における表示・案内板などの多言語化を検討します。また、市の各窓口において、各種制度の説明文の多言語化や、対応をする際に必要な案内文の整備、状況に応じた通訳者の配置などにより外国人市民にもわかりやすい対応がで

きるよう努めます。また、火災・救急現場対応マニュアル等を作成することで、緊急時に意思疎通ができる環境整備をします。

II. 相談窓口の提供

(現状と課題)

外国人市民がどのような行政サービスがあるかがわからない場合や、言葉の壁等により、制度が理解できないために税を滞納することがあります。行政側もこうした状況を全て把握できていないのが現状です。

(取り組み方針)

桜井市国際交流協会（SIFA）と連携しながら、行政側でも通訳ができる人のリストなどを作成・活用することで、コミュニケーションがとれない状況を改善するよう努めます。また、必要に応じて相談窓口の設置などの検討を行います。

②日本語及び日本社会に関する支援

I. 日本社会を知るための機会の提供

(現状と課題)

外国人市民が日本社会で暮らしていくための習慣やルールといった基本的な情報が行き届いていなかったり、そうした事項を知る機会がないために、日本文化を知らないまま生活を続けていることがあります。

(取り組み方針)

できるだけ早く地域に溶け込めるように日本の文化・伝統を学ぶ講座や日本についての理解を深める場を提供できるような取り組みを検討します。

II. 日本語の学習支援

(現状と課題)

これまで、桜井市国際交流協会（SIFA）において、日本語サロン事業を実施し、在住外国人支援の一環として、市民ボランティアによる日本語学習支援を行ってきました。今後も継続した取り組みが望まれています。

(取り組み方針)

今後も、桜井市国際交流協会（SIFA）と連携し、外国人市民の日本語学習支援を行います。

4. 多文化共生の推進体制の整備

①多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

I. 庁内の横断的な連絡調整体制の整備

(現状と課題)

これまで庁内においては、関係部署が集まり、情報交換や課題について話し合う機会がありませんでした。そのため、各課においてどのような課題があるのか、といったことや必要な情報共有ができていませんでした。

(取り組み方針)

本指針の策定を機に、定期的に庁内の関係部署が集まり、課題を話しあったり必要な情報提供を行うことで、多文化共生のまちづくりを推進するための体制を整えます。

②地域における各主体の役割分担と連携・協働

I. 市と桜井市国際交流協会（SIFA）を中心とした自治連合会、学校、その他民間団体との協議の場の設置

(現状と課題)

桜井市国際交流協会（SIFA）は、市と連携し、様々な国際交流・国際理解事業を推進し、市の国際化に貢献してきました。地道な活動の継続により、地域においても認知度が高まり、今後も益々その役割は重要になると予想されますが、市内の様々な団体との連携をより深めることが課題です。

(取り組み方針)

引き続き、桜井市国際交流協会（SIFA）との連携により、国際交流事業をはじめとする様々な取り組みを実施します。また、市内において各種団体間での交流、意見交換、連携により多文化共生の地域づくりを推進することを検討します。